

議案第 2 2 号

城陽市敬老年金支給条例の廃止について

城陽市敬老年金支給条例を廃止する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出
(2026年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市敬老年金支給条例を廃止する条例

城陽市敬老年金支給条例（昭和47年城陽市条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

提案理由

敬老年金について、支給対象となり得る者が存在しない状況となったことに伴い、城陽市敬老年金支給条例（昭和47年城陽市条例第13号）を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略

参考資料

城陽市敬老年金支給条例の廃止条例要綱

1 廃止の理由

受給資格に該当する者の年齢要件である「明治44年（1911年）4月1日までの出生者」が、令和7年（2025年）7月29日までにご逝去され、国内において支給対象となり得る者が存在しなくなったため。

2 施行期日

令和8年（2026年）4月1日